

## 理由書

本市では、区域内で発生する一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、岐阜市一般廃棄物処理計画（岐阜市ごみ処理基本計画）を策定し、収集運搬、焼却等の中間処理及び最終処分を安定的、継続的に遂行し、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めている。また、岐阜市都市計画マスタープランにおいては、快適な生活環境づくりの推進や環境への負荷が小さい都市づくりを掲げ、既存施設の維持管理を適正に行い、廃棄物の適正処理の徹底やごみの排出抑制、再使用、再生利用に努め、限られた資源を有効に活用する循環型社会の実現を目指しています。

本市のごみ処理は、昭和 30 年代後半から 40 年代にかけての高度経済成長期の都市の拡大や人口の増加とともにごみ量が増大し、急増するごみ処理に対応するため、昭和 40 年に衛生センター旧ごみ焼却場（岐阜市羽島郡衛生施設組合（当時））を建設し、昭和 45 年には老洞焼却場、さらに昭和 54 年に掛洞プラントが完成したことにより、岐阜市全体の焼却処理能力が拡張し、3 施設による可燃ごみの全量焼却体制を整えた。

その後、平成 4 年からは、衛生センター旧ごみ焼却場の老朽化に伴い現在の岐阜市・羽島郡衛生施設組合ごみ焼却場の建設に着手し、平成 7 年に完成した。また、平成 10 年には、老朽化した老洞焼却場に代わり、東部クリーンセンターが稼働したことにより、掛洞プラント、東部クリーンセンター及び岐阜市・羽島郡衛生施設組合ごみ焼却場で焼却処理を行うこととなった。

岐阜市・羽島郡衛生施設組合ごみ焼却場は、本市の南部にある一級河川境川の河川区域内の土地（面積 A=約 6,200 m<sup>2</sup>）に計画されたものであり、岐阜市の南部と当時の羽島郡 4 町（笠松町、柳津町、岐南町及び川島町）から排出される家庭ごみなどの処理を目的とし、経済構造の変化、都市型生活の浸透、消費物質の多様化等による、ごみの排出量の増大や、紙類等の混入割合の増加によるごみ質の変化に対応するため、平成 3 年 12 月に都市計画決定した都市施設である。

当施設は平成 7 年の供用開始から約 20 年間にわたりごみ処理が行われてきたが、平成 28 年 3 月に稼働を停止し、同年 4 月に廃棄物処理法第 9 条第 3 項の規定に基づき廃止届を提出し、ごみ焼却場としての役目を終えた。

当該敷地については、今後ごみ焼却場としての利用の見込みがなくなったことから、都市計画の廃止を行うものである。